

平成24年度 第3回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成25年3月25日(火) 13:30

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 報告事項

(1) デマンドタクシー試験運行の利用状況等について

(2) 既存バス路線の見直しについて

3. 協議事項

(1) 平成25年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

(2) 平成25年度地域公共交通確保維持改善事業(平成24年10月～平成25年9月分)の事業評価(案)について

(3) 平成25年10月以降のデマンドタクシーの運行方針(案)について

3. その他

4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	近藤 清孝
				経済部長	本田 龍朗
法第6条第22号	規約第5条第22号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			社団法人愛媛県バス協会	専務理事	門屋 和彦
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	田中 弘典
	規約第5条第13号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	桐山 正勝
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	原田 康
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	島村 裕之
	規約第5条第15号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	平田 ヤエ子
			新居浜市女性連合協議会	新居浜市母子寡婦福祉連合会会長	三木 ユリエ
	規約第5条第16号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	事務局次長	秋月 伸一
		監 事	新居浜商工会議所	経営支援課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	谷口政賀津
				首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	鈴木 保秀

事務局出席者

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	鴻上 浩宣
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	桑原 一郎
出納員	新居浜市経済部運輸観光課	主事	吹上 美佳

報告事項 (1)

デマンドタクシー試験運行の利用状況等について

1. これまでの利用状況

平成 22 年度 計 (運行日数 56 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	142人	86人	1.5人	91台	0.9人
上部東エリア	171人	95人	1.7人	87台	1.1人
川東エリア	76人	47人	0.8人	45台	1.0人
	389人	228人	4.1人	223台	1.0人

※利用者内訳 大人 193人 障がい者 35人 利用料収入 105,250円

平成 23 年度上半期(4月～9月) 計 (運行日数 124 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	267人	237人	1.9人	210台	1.1人
上部東エリア	231人	231人	1.9人	214台	1.1人
川東エリア	103人	158人	1.3人	138台	1.1人
	601人	626人	5.0人	562台	1.1人

※利用者内訳 大人 458人 障がい者 168人 利用料収入 271,000円

平成 23 年度下半期(10月～3月) 計 (運行日数 120 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	322人	676人	5.6人	588台	1.1人
上部東エリア	269人	569人	4.7人	500台	1.1人
川東エリア	113人	288人	2.4人	227台	1.3人
	704人	1,533人	12.7人	1,315台	1.2人

※利用者内訳 大人 912人 小人 0人 障がい者割引 本人 504人・介護 7人
療育割引 本人 1人 精神保健割引 本人 1人
特定疾患割引 本人 33人・介護 12人 運転免許自主返納者割引 63人
利用料収入 611,250円

平成 24 年度上半期(4月～9月) 計 (運行日数 125 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	351人	1,051人	8.4人	767台	1.4人
上部東エリア	282人	619人	5.0人	498台	1.2人
川東エリア	114人	290人	2.3人	248台	1.2人
	747人	1,960人	15.7人	1,513台	1.3人

※利用者内訳 大人 1052人・小人 0人・無料乳幼児 2人
障がい者割引 本人 608人・介護 21人 療育割引 本人 4人
特定疾患割引 本人 23人・介護 5人 運転免許自主返納者割引 245人
利用料収入 752,500円

平成 24 年度下半期(10月～2月 5ヵ月) 計 (運行日数 100 日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	363人	1,015人	10.2人	699台	1.5人
上部東エリア	298人	692人	6.9人	492台	1.4人
川東エリア	114人	284人	2.8人	222台	1.3人
	775人	1,991人	19.9人	1,413台	1.4人

※利用者内訳 大人 1,106人・小人 3人
障がい者割引 本人 566人・介護 31人 療育割引 本人 9人・介護 6人
精神保健割引 本人 2人 特定疾患割引 本人 23人・介護 16人
運転免許自主返納者割引 229人
利用料収入 774,250円

○平成 24 年度下半期 月別利用・登録状況

平成 24 年 10 月 (運行日数 22 日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	359人	222人	10.1人	155台	1.4人
上部東エリア	288人	154人	7.0人	111台	1.4人
川東エリア	114人	68人	3.1人	55台	1.2人
	761人	444人	20.2人	321台	1.4人

※利用者内訳 大人 262人 小人 3人 無料乳幼児 0人
障がい者割引 本人 109人・介護 10人
特定疾患割引 本人 5人・介護 2人 運転免許自主返納者割引 53人

利用料収入 176,500 円

平成 24 年 11 月 (運行日数 21 日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	358人	212人	10.1人	157台	1.4人
上部東エリア	289人	118人	5.6人	94台	1.3人
川東エリア	115人	45人	2.1人	40台	1.1人
	762人	375人	17.9人	291台	1.3人

※利用者内訳 大人 229人 小人 0人 無料乳幼児 0人
障がい者割引 本人 102人・介護 4人 精神保健割引 本人 2人
運転免許自主返納者割引 38人

利用料収入 151,000 円

平成 24 年 12 月 (運行日数 19 日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	360人	195人	10.3人	138台	1.4人
上部東エリア	296人	139人	7.3人	101台	1.4人
川東エリア	115人	64人	3.4人	42台	1.5人
	771人	398人	20.9人	281台	1.4人

※利用者内訳 大人 212人 小人 0人 無料乳幼児 0人
障がい者割引 本人 121人・介護 5人 療育割引 本人 5人・介護 2人
特定疾患割引 本人 1人 運転免許自主返納者割引 52人

利用料収入 152,500 円

平成 25 年 1 月 (運行日数 19 日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	362人	189人	9.9人	121台	1.6人
上部東エリア	294人	128人	6.7人	90台	1.4人
川東エリア	114人	52人	2.7人	44台	1.2人
	770人	369人	19.4人	255台	1.4人

※利用者内訳 大人 178人 小人 0人 無料乳幼児 0人
障がい者割引 本人 122人・介護 4人 療育割引 本人 2人・介護 2人
特定疾患割引 本人 7人・介護 7人 運転免許自主返納者割引 47人

利用料収入 136,750 円

平成 25 年 2 月 (運行日数 19 日)

エリア	登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	363人	197人	10.4人	128台	1.5人
上部東エリア	298人	153人	8.0人	96台	1.6人
川東エリア	114人	55人	2.9人	41台	1.3人
	775人	405人	21.3人	265台	1.5人

※利用者内訳 大人 225人 小人 0人 無料乳幼児 0人
障がい者割引 本人 112人・介護 8人 療育割引 本人 2人・介護 2人
特定疾患割引 本人 10人・介護 7人 運転免許自主返納者割引 39人

利用料収入 157,500 円

資料 2

2. 事業費の推移

平成 22 年度決算額

【収入の部】 (単位：円)

区 分			決算額	摘 要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	1,692,503	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	105,273	利用料収入 105,250 (大人 193 人 割引者 35 人) 預金利息 23
			1,797,776	

【支出の部】 (単位：円)

区 分			決算額	摘 要
款	項	目		
運営費	会議費	会議費	110,000	委員出席謝礼 (3 回、@5,000×延べ 22 人)
	事務費	事務費	181,730	マグネットシート・住宅地図他消耗品 75,835 登録証、返信用封筒印刷 33,075 電話使用料 33,950 郵送料 38,870
事業費	事業費	事業費	1,506,046	予約センター運營業務 686,521 運行業務 819,525 (@3,675×223 台)
予備費	予備費	予備費	0	
			1,797,776	

平成 23 年度決算額

【収入の部】 (単位：円)

区 分			決算額	摘 要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	6,240,908	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	1,130,358	利用料収入 882,250 (大人 1370 人 割引者 789 人) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 248,000 預金利息 108
			7,371,266	

【支出の部】 (単位：円)

区 分			決算額	摘 要
款	項	目		
運営費	会議費	会議費	80,000	委員出席謝礼 (2 回、@5,000×延べ 16 人)
	事務費	事務費	393,291	ink、住宅地図他消耗品 38,051 登録証、リーフレット等印刷 105,315 電話使用料 100,890 郵送料 149,035
事業費	事業費	事業費	6,897,975	運行業務 @3,675×1,877 台
			7,371,266	

平成 24 年度決算見込み額(2 月末現在の実績から算出)

【収入の部】 (単位：円)

区 分			決算額	摘 要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	8,537,000	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	3,790,000	利用料収入 1,677,000 (大人 2359 人 割引者 1990 人) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 2,113,000
			12,327,000	

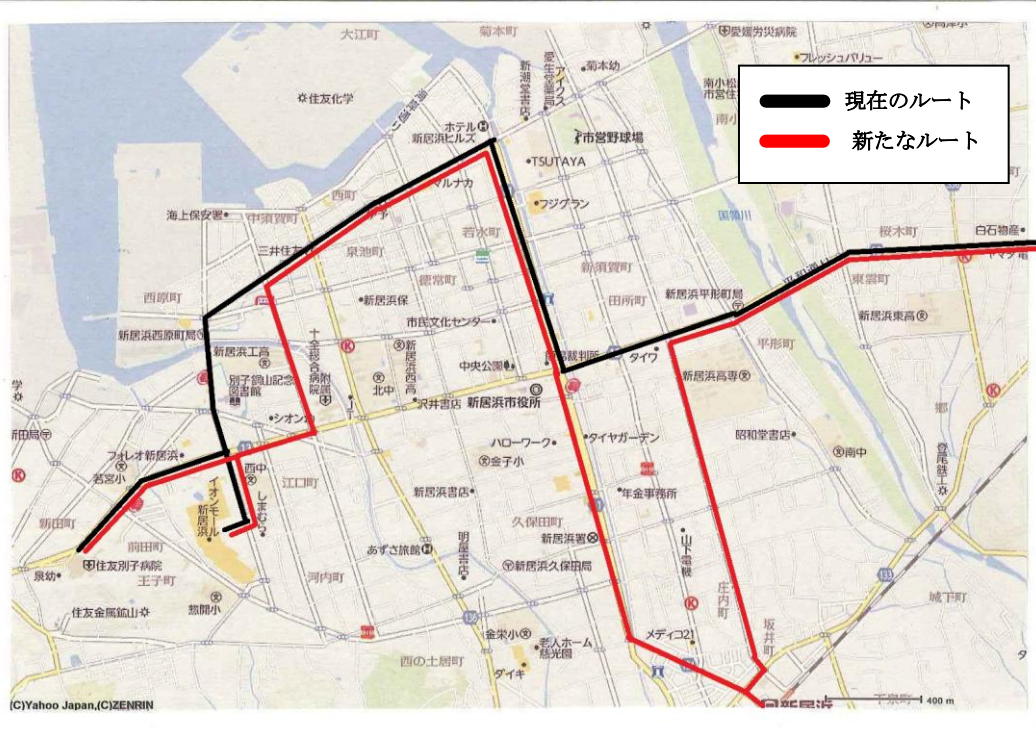
【支出の部】 (単位：円)

区 分			決算額	摘 要
款	項	目		
運営費	会議費	会議費	135,000	委員出席謝礼 (3 回、@5,000×延べ 27 人)
	事務費	事務費	336,000	インク、住宅地図他消耗品 100,000 登録証、リーフレット等印刷 41,000 電話使用料 116,000 郵送料 79,000
事業費	事業費	事業費	11,856,000	運行業務 @3,675×3,226 台
			12,327,000	

2. 既存バス路線の変更計画について（平成 25 年 10 月から変更予定）

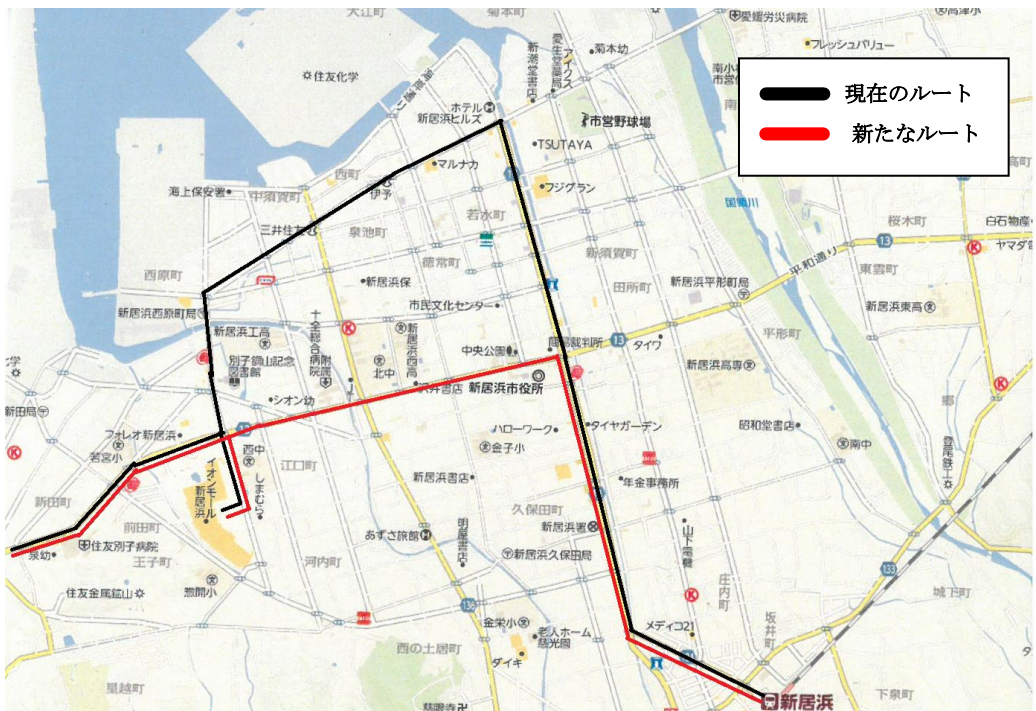
(1) 黒島線（一日 9 往復）の変更

現在、川東から新居浜駅につながるバス路線がないため、黒島線を高専通りを經由して新居浜駅に乗り入れることにより、川東から、新居浜駅、ウィメンズプラザ、総合福祉センター、警察署、十全総合病院等へのアクセスを、また、新居浜駅から、高専、市民体育館、プール、東高等へのアクセスを新たに確保します。



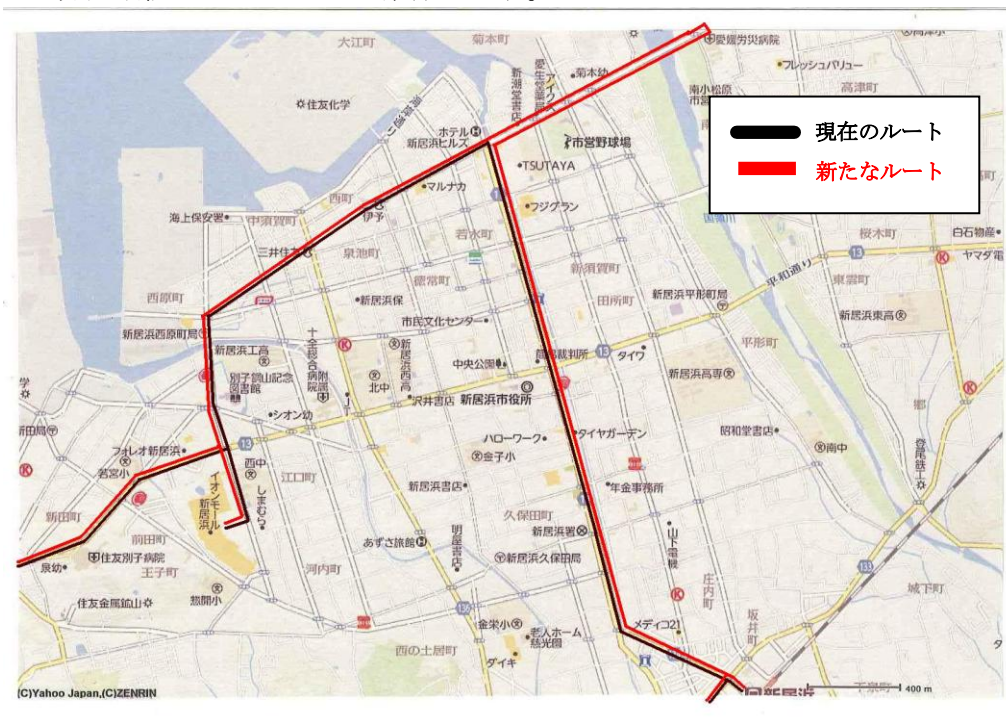
(2) 今治線（一日 15 往復）の変更

現在、昭和通り経由の今治線を、平和通り（市役所通り）経由に変更することにより、新居浜駅から、西高、十全総合病院等へのアクセスを新たに確保します。

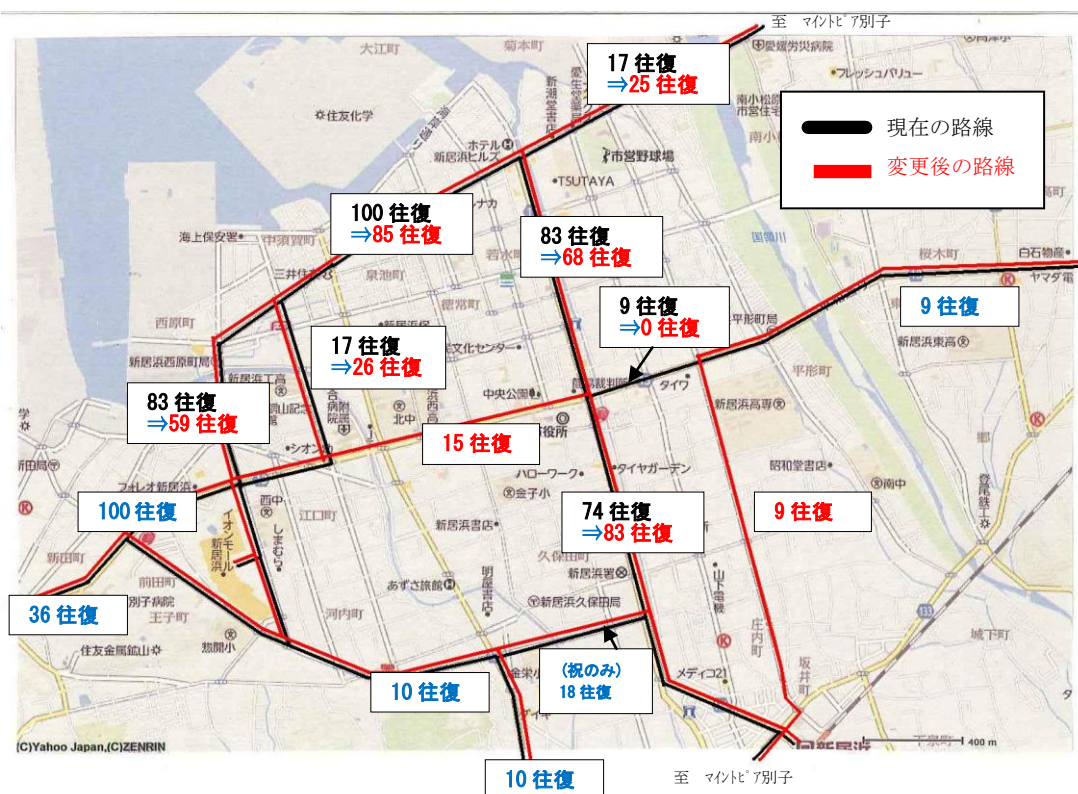


(3) マイントピア別子線、山根線(一日8往復)の変更

現在、昭和通り経由のマイントピア別子線、山根線を、元塚から、愛媛労災病院まで往復(Uターン)することにより、新居浜駅から、市営野球場、愛媛労災病院へのアクセスを確保します。



●変更後の中心市街地の路線網



協議事項（１）

平成 2 5 年度事業計画（案）について

1. 事業計画(案)

(1) デマンドタクシーの試験運行

①試験運行の実施及び検証

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、平成 2 5 年 9 月末までの 6 か月間、デマンドタクシーの試験運行を実施し、検証を行う。

②広報活動の実施

登録、利用促進のため、リーフレット、市政だより、説明会等による広報活動を実施する。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請に必要な、生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー路線確保維持計画）の策定及び変更に関する協議を行うとともに、実施事業に対する評価を行う。

(3) 新居浜市都市交通戦略の進捗管理

平成 2 0 年度に策定した新居浜市都市交通戦略が策定後 5 年目を迎えるため、施策の評価・検証を行い、改善策の検討、計画の見直しを行う。

2. 会議の開催計画(案)

平成 2 5 年度の会議開催は、4 回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	協 議 会	備 考
平成 2 5 年	4		
	5		
	6	●開催 ・ 2 4 年度事業報告 ・ 2 4 年度監査報告及び決算の承認 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る協議 ほか	10 月以降も運行を継続する場合は、6 月末までに四国運輸局に生活交通ネットワーク計画の提出が必要
	7		
	8		
	9	●開催	
	1 0		
	1 1		
	1 2	●開催	
平成 2 6 年	1		
	2		
	3	●開催 ・ 2 6 年度事業計画及び予算の決定 ほか	

資料 5

平成 25 年度収支予算（案）について

平成 25 年度収支予算(案)

※事業費は、平成 25 年 9 月までの半年間の運行経費を計上しています。なお、10 月以降の運行継続が決定した場合は、予算を補正して対応します（6 月予定）。

※利用見込みは、実績を参考に、一日当たりの利用人数を 20 人（大人 10 人、割引者 10 人）、運行台数を 16 台としています。

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
負担金	負担金	負担金	3,860,000	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	3,865,000	利用料収入 $(500 \times 10 \text{ 人} + 250 \times 10 \text{ 人}) \times 125 \text{ 日}$ $= 937,500$ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 H24.10～H25.9 運行分 2,928,000
			7,725,000	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	摘 要
款	項	目		
運営費	会議費	会議費	220,000	委員出席謝礼 @5,000×11 人×4 回
	事務費	事務費	155,000	消耗品、印刷費、電話・FAX 使用料、郵送料等
事業費	事業費	事業費	7,350,000	デマンドタクシー運行業務委託料 $@3,675 \times 16 \text{ 台} \times 125 \text{ 日} = 7,350,000$
			7,725,000	

協議事項（2）

平成25年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価（案）について
（平成24年10月～平成25年9月分）

- 1. 事業名 陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）
- 2. 事業の目標 一日当たりの利用者数13人、一台当たりの利用者数1.3人を目標とする。
- 3. 事業の効果 デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通が構築される。

補助対象事業者等	事業概要	①事業実施の適切性		②目標・効果達成状況		③事業の今後の改善点
		評価	内容	評価	内容	
(有)東雲タクシー	川東エリアの区域運行	A	計画どおり事業は適切に実施された。	A	平成24年10月から25年2月までの一日当たりの利用者数は13人の目標に対し19.9人、一台当たりの利用者数は1.3人の目標に対し1.4人であり、計画に位置付けられた目標を達成している。	利用者数の更なる増加のため、積極的な広報を行うとともに、利用対象地域の拡大について検討する。
(有)光タクシー	上部東エリアの区域運行	A	計画どおり事業は適切に実施された。			
	上部西エリアの区域運行	A	計画どおり事業は適切に実施された。			
中萩タクシー(有)	上部西エリアの区域運行	A	計画どおり事業は適切に実施された。			

【各評価項目の評価基準】

①事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された（されている）。
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった（一部実施されない見込み）。
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった（実施されない見込み）。

②目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）。
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）。
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）。

協議事項 (3)

平成 25 年 10 月以降のデマンドタクシーの運行方針 (案)

1. 運行継続の可否について

(1) コストダウンの可能性

①支出減の可能性

支出のほとんどが運行委託料であり、新居地区旅客自動車協同組合との協議により、現在は一台当たり 3,675 円(中型タクシー時間制運賃 45 分換算)の委託料で契約しており、車両は中型車に限定している。しかし、現在も乗客の定員は小型車でも対応可能な 4 人としており、タクシー事業者が多く保有している小型車両も使用可能とすれば、事業者としてもより臨機応変な対応が可能となるため、四国運輸局への登録手続きを経て、平成 25 年 10 月からは、一台当たりの運行経費を 3,210 円(小型タクシー時間制運賃 45 分換算)に減額が可能である。

②収入増の可能性

一台当たりの利用料収入は、平成 23 年度下半期が 464.8 円(611,250 円÷1315 台)、平成 24 年度上半期が 497.4 円(752,500 円÷1513 台)、平成 24 年 10 月～2 月が 547.9 円(774,250 円÷1413 台)であり、利用者数の増加に連動しているため、平成 25 年 10 月から、利用対象地域を川東地区全域と別子山地区を除く上部地区全域に拡大することで、一台当たりの利用料収入も増額が可能である。なお、仮に一台当たりの利用者数が 1.5 人(平成 25 年 2 月実績)、一般料金 500 円と割引料金 250 円の割合を 1:1 とした場合、一台当たりの利用料収入は 562.5 円となる。

また、国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)は、平成 23 年度は、国が定める標準経常費用の 20 分の 9 が補助対象経費となっていたため、1 台当たり約 443 円の補助であったが、補助要綱が改正され、平成 24 年度は 20 分の 9 という補助対象経費の上限規定が撤廃され 1 台当たり約 747 円に増額、さらに、平成 25 年度は標準経常費用が 1 時間(1 台)当たり 1,972.58 円から 2,699.31 円にアップされたため、一台当たりの利用料収入を 562.5 円とした場合の国庫補助金は約 1,068 円に増額される見込みである。

・支出減の可能性

現状1台当たり**3,675円**(中型タクシー時間制運賃)



平成25.10以降**3,210円**(小型タクシー時間制運賃)

タクシー事業者が多く保有している小型車両についても使用可能とすることで、臨機応変な対応が可能となる。

・収入増の可能性

平成24年度1台当たりの補助額**747円**



平成25年度1台当たりの補助額**1,068円(見込み)**

補助額算定に係る標準経常費用が1時間(1台)当たり**1,972.58円**から**2,699.31円**にアップされたため

(2) 利用対象地域を拡大した場合のシュミレーションについて

①利用者数等の予測

平成 25 年 2 月末現在では、利用対象地域の空白地域人口(概数)15,000 人に対して、登録者は 775 人である。平成 25 年 9 月末は 800 人であるとすれば、登録率は 5.3%であるが、拡大地域は中心市街地に距離が近く登録率は下がるとされるため、拡大地域の登録者数を、空白地域人口(概数)40,000 人の 2.0%である 800 人とした。したがって、利用対象地域を川東地区全域と別子山地区を除く上部地区全域に拡大した場合の登録者は、約 1,600 人と予測している。

また、一日当たりの利用者数については、現在、登録者が一日当たりに利用する割合が 2.6%であるが、平成 25 年 9 月末では 3%程度と予測している。拡大地域も同じ割合として積算すると、現在の利用対象地域が 24 人、拡大地域が同数の 24 人となることから、平成 25 年 10 月から利用対象地域を拡大した場合、一日当たりの利用者数は、約 48 人と予測している。

なお、一台当たりの利用者数を 1.5 人(平成 25 年 2 月実績)とした場合、一日当たりの運行台数は 32 台(48 人÷1.5 人)となる。一日最大運行台数は 48 台(8 便×2 方向×3 エリア)であるため、運行率は約 67%となると思われる。

運 行 エ リ ア	項 目	現在の 利用対象 地域 H24.10～ H25.2月	現在の 利用対象 地域 H25.9末 予測	拡大地域	計
川 東 エ リ ア	空白地域人口(概数) A	800 人	800 人	17,200 人	18,000 人
	登録者数 B	114 人	118 人	344 人	462 人
	登録率 B/A×100	14.3%	14.8%	2.0%	2.5%
	一日当たりの利用者数 C	2.8 人	3.4 人	10.3 人	13.7 人
	利用率 C/B×100	2.5%	2.9%	3.0%	3.0%
上部東 エ リ ア	空白地域人口(概数) A	4,200 人	4,200 人	16,800 人	21,000 人
	登録者数 B	298 人	308 人	336 人	644 人
	登録率 B/A×100	7.1%	7.3%	2.0%	3.1%
	一日当たりの利用者数 C	6.9 人	8.3 人	10.1 人	18.4 人
	利用率 C/B×100	2.3%	2.7%	3.0%	2.8%
上部西 エ リ ア	空白地域人口(概数) A	10,000 人	10,000 人	6,000 人	16,000 人
	登録者数 B	363 人	374 人	120 人	494 人
	登録率 B/A×100	3.6%	3.7%	2.0%	3.1%
	一日当たりの利用者数 C	10.2 人	12.3 人	3.6 人	15.9 人
	利用率 C/B×100	2.8%	3.3%	3.0%	3.2%
合 計	空白地域人口(概数) A	15,000 人	15,000 人	40,000 人	55,000 人
	登録者数 B	775 人	800 人	800 人	1,600 人
	登録率 B/A×100	5.2%	5.3%	2.0%	2.9%
	一日当たりの利用者数 C	19.9 人	24.0 人	24.0 人	48.0 人
	利用率 C/B×100	2.6%	3.0%	3.0%	3.0%

②事業費の予測

①の条件で、利用対象地域を拡大した場合のシュミレーションを行った結果、年間運行事業費は 24,653 千円、利用料収入と国庫補助金を除いた市負担額は 12,131 千円で、一人当たりの一般財源投与額は約 1,053 円と予測できる。

したがって、平成 23 年度の一般財源投与額約 2,891 円(決算額 6,240,908 円÷2159 人)の 1/3 近く、平成 24 年度の一般財源投与見込み額約 1,963 円(決算額 8,537,000 円÷4349 人)の 1/2 近くにまで、コストダウンが可能と判断している。

なお、シュミレーションでは、一台当たりの利用者数を平成 25 年 2 月実績の 1.5 人で試算しているが、これまでも、全体の利用者数が伸びれば一台当たりの利用者数も増えていることから、シュミレーション以上のコストダウンも期待できると考えている。

・シュミレーション条件

- ①利用対象地域は、運行エリア全域に拡大
- ②登録者は、現地域800人、拡大地域800人、計1,600人とする
- ③一日当たりの利用者は、**現地域24人、拡大地域24人、計48人**とする
- ④一台当たりの利用者数は**1.5人**、一日当たりの運行台数は**32台**とする
- ⑤利用料収入は、一般料金(500円):割引料金(250円)=1:1とし、一人当たり375円、**一台当たり562.5円**で試算する。(375円×1.5人)
- ⑥一台当たりの運行費用は、現行の3,675円(中型車45分借り上げ)を**3,210円(小型車45分借り上げ)**に変更し、**小型車の使用も可とする。**
- ⑦国庫補助金は、現在の標準経常費用(2,699.31円)をベースとし、**一台当たり1,068円(2,699.31円－562.5円)×1/2**で試算する。
- ⑧運行日数は、現在と同じ月～金曜とし、年間240日で試算する。
(年間利用者数 11,520人 年間運行台数 7,680台)

・歳出

年間運行事業費 24,653千円 (@3,210×32台×240日)

・歳入

利用料収入 4,320千円 (@562.5×32台×240日 15.3%)

国庫補助金 8,202千円 (@1,068×32台×240日 29.1%)

市負担額 12,131千円 (49.2%)

※一人当たりの一般財源投与額 1,053円 (12,131千円÷11,520人)

(3) タクシーチケット方式との比較検討

-参考事例

(北茨城市地域交通利用券)

- 利用対象者 市内に住所を有し、かつ65歳以上の自動車やバイクの運転免許証の交付を受けていない方
- 利用できる日時 朝8時～夕方5時まで
- 利用できる場合 通院、買物、公共施設及び金融機関などへの移動の場合。遊興目的での利用はできない。
- 利用可能枚数 一人につき月に4枚まで
- 助成額 初乗り運賃(最高700円)
※利用時には、実際の運賃－初乗り運賃だけを支払う
- 利用できる区間 乗降場所のいずれかが市内である場合
- 事業費 **年間約35,000千円**(700円×約50,000枚)
※人口 約45,000人、内65歳以上の市民 約12,000人
65歳以上の市民全員に配布すると約576,000枚(4枚×12月×12,000人)になるため、配布率は、8.7%程度。

本市に当てはめた場合、65歳以上の人口約34,000人(北茨城市の2.83倍)、初乗り運賃560円(北茨木市の0.8倍)で試算すると、**約80,000千円**の事業費が、月に2枚まで(年間24枚)としても、**約40,000千円**の事業費が必要になる。

北茨城市地域交通利用券のご案内

目的

この制度は、自動車やバイクの運転免許証が無く、バスやタクシーなどを使わなければ通院などに出かける事ができない方のための事業です。
たとえば、家に車もなく家族などにも頼ることが出来ず、バスの利用にも不便をしている方を対象としています。
また、高齢により自動車の運転が困難で、運転に不安を感じるドライバーの運転免許証の返納を後押しするため作られました。

タクシーを使って医療機関への通院や買物、もしくは公共施設や金融機関などへ出かける場合に、利用料金の一部を助成します。

- **利用対象者**
助成を受けることのできる人は、市内に住所を有し、かつ、65歳以上の自動車やバイクの運転免許証の交付を受けていない方です。
- **利用できる日時**
朝8時～夕方5時まで(タクシー会社の連休を除く)
- **利用できる場合**
 - 通院、買物、公共施設及び金融機関などへの移動に使えます。
 - × 遊技場へ行くなど遊興目的での利用には使えません。
- **利用券について**
 - ・1回乗車につき、利用券は1人1枚使用できます。(利用券を持っている方3人で相乗りした場合、1人1枚ずつ使用できます。)
 - ・利用券は、本人のみ利用できます。(家族や他人への譲渡不可)
 - ・1枚で初乗り運賃(最高700円)を助成します。

(例：利用券を1枚利用した場合)
運賃 900円の場合 初乗り運賃(最高700円助成) + 利用者200円負担

(例：利用券を2枚(利用者2人)利用した場合)
運賃 1,800円の場合(最高1,400円助成(2枚)) + 利用者400円負担

※利用できる枚数は、月に4枚までです。(1人につき)

- **利用できる区間**
乗降場所のいずれかが北茨城市内である場合に利用できます。

- **利用方法**

登録申請 市役所で申請書に記入。
*身分を証明できるものを提示してください。
*代理の方でも申請は可能です。

利用券交付 申請いただいたその場で利用券を交付いたします。
(平成24年度は、7月1日から利用できます。)

タクシー利用 利用できるタクシー会社をご使用ください。

利用券使用 料金をお支払いの時に利用券を運転手へ渡してください。

北茨城市地域交通利用券は、次のタクシー会社で利用できます。

○磯原観光タクシー 42-1234	○常陽タクシー 46-1141
○新星タクシー 42-1144	○太陽タクシー 46-2155
○中郷タクシー 42-3480	○平和タクシー 46-3025

※一部電話予約が変更されている場合がありますので、利用券の裏面に記載されている番号をご利用ください。

申請受付について
平成24年6月から市役所で随時受付をしています。身分を証明できるものを持参してください。詳しくは次のところにお問い合わせください。
問合せ先 ●北茨城市市民福祉部まちづくり協働課●
〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630
TEL 0293-43-1111(代) 内線 191,192 FAX 0293-30-1350

2. 10月以降の運行方針（案）

平成23年1月から試験運行を行ってきたデマンドタクシーは、当初は利用者4～5人と低調であったが、時刻表の増便、予約締切時刻の緩和、割引制度の拡充等制度の改善や広報の強化等により、利用者数は増加傾向にあり、平成24年10月から2月までの5ヶ月間の平均では、一日当たり19.9人に増加しており、利用対象地域を拡大すれば、さらに利用者の増加が見込まれる。利用者の約65%が60歳以上、75歳以上が約70%を占めており、4割以上が障がい者等割引適用者であることから、バス交通空白地域の解消、高齢者や障がい者等交通弱者の通院・買物等のための移動手段として、一定の成果を上げていると考えており、登録者アンケートで9割近く、現利用対象地域の自治会長アンケートでも8割近くが運行継続を望まれている。

また、コストダウンの検討やタクシーチケット方式との比較検討を行った結果、利用対象地域を拡大した場合、一人当たりの市負担額は平成23年度の1/3近く、平成24年度の1/2近くに減額が可能であり、また、タクシーチケット方式は、市の負担総額がデマンドタクシーより大きくなると考えられる。

しかしながら、本格運行移行の可否を判断するためには、シミュレーションによる検討だけでは不十分であり、実際に利用対象地域を拡大した運行の実績を検証するとともに、より広く市民の意見を聴取する必要があると思われる。

以上のことから、平成25年10月から平成26年9月まで、次の通り、運行計画を見直してデマンドタクシーの試験運行を継続することとし、平成26年10月以降の運行については、拡大後の実績、事業者への影響及び市民アンケート結果等を検証したうえで、平成26年6月までに検討することとする。

平成25年10月からの変更案

- ① 利用対象地域は、川東地区全域と別子山地区を除く上部地区全域とする。ただし、大島地区は、黒島渡海船待合所までの送迎とする。また、立川地区は、上部東エリアの利用対象地域とする。
- ② 予約は、各エリアの運行事業所で直接受け付けることとし、現在1時間前までの予約締切時刻は、出発予定時刻の30分前に緩和する。
- ③ 運行エリア外で行き先として指定できる施設を追加する。
 - ・川東エリア 新居浜駅、元塚バス停留所
 - ・上部東エリア 新居浜駅、市役所上部支所
追加：上部西エリア内の東川以東の病院・診療所
(指定処方箋薬局を含む)
 - ・上部西エリア 新居浜駅
追加：上部東エリア内の国領川以西の病院・診療所
(指定処方箋薬局を含む)

なお、利用者からは、乗り換えをしないで中心市街地内の施設に行きたいとの要望が強いが、デマンドタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとしており、とりわけ、路線バス、一般のタクシーと競合する中心市街地での運行は、現状では困難である。また、土・日・祝日の運行要望も寄せられているが、デマンドタクシーが最も多く利用されている通院の需要が平日と比較して低く、コストダウンを求められている現段階では運行日の拡大は難しいと判断した。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通ネットワーク計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画及び離島航路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（中略）

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であつて、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

2 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(補助対象事業の基準)

第16条 本節における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象系統は、別表6に定める要件に適合する系統とする。
- 二 補助対象経費の額は、別表7に定めるところにより算定するものとする。

(生活交通ネットワーク計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目（抜粋）

1. 事業評価の目的

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、協議会が、生活交通ネットワーク計画（交付要綱の規定に基づき、生活交通ネットワーク計画に代えることができる各種計画を含む。）に位置付けられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。

2. 評価項目

(1) 地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業（離島航路構造改革事業に係る調査事業を除く。）

地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業（以下「生活交通ネットワーク計画に基づく事業」という。）の評価については、運行系統、離島航（空）路、施設等の別ごとに、以下の評価項目について実施するものとする。

ただし、下記②について、生活交通ネットワーク計画において複数の運行系統等を包括して目標・効果が記載されている場合は、当該複数運行系統等を包括的に評価することができるものとする。

①事業実施の適切性

生活交通ネットワーク計画に基づく事業が適切に実施された（されている）か。計画どおり実施されなかった（されていない）場合には、理由等を明らかにすること。

②生活交通ネットワーク計画における目標・効果の達成状況

生活交通ネットワーク計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された（達成できる見込み）か。目標・効果が達成できなかった（達成できない見込み）場合には、理由等を分析の上明らかにすること。

③事業の今後の改善点

実施した事業について改善点があるかどうかを、事業の目的の達成状況を考慮した上で検証したか。

地域公共交通確保維持事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討したか（改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く検討すること）。併せて、より適切な目標設定について検討したか。

3. 事業評価及び二次評価の実施

(1) 事業評価の実施

協議会は、事業評価（自己評価）の実施後、評価等の結果を別添1に記載し、地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局に報告するとともに、協議会において公表するものとする。

(2) 二次評価の実施

地方運輸局等及び地方航空局は、二次評価の実施後、二次評価の結果を含む事業評価の結果を別添2の総括表に記載し、国土交通省総合政策局に提出するものとする。

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第5条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 新居浜市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者等の代表
- (3) 道路管理者が指名する者
- (4) 公安委員会の長が指名する者
- (5) 各種市民団体等の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監 事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は、新居浜市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第4条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することかできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。